

令和3年5月定例総会

令和3年5月7日開催

議 事 録

土佐清水市農業委員会

令和3年度第2回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年5月7日(金) 午前10時～11時

2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第一会議室

3. 出席委員 (11人)

会長	5番	中山 巖
職務代理	1番	黒原 一寿
	2番	岡崎 直正
	3番	山本 美加
推進委員	1番	岡田 弘重
	3番	横山 保幸
	4番	宮上 昌三
	5番	上野 清吉
	6番	弘田 好希
	7番	田邊 昌一
	8番	池 俊伸

4. 欠席委員 (2人)

	2番	池田 克彦
	4番	橘 なぎさ

5. 議事日程

議案第1号	農地法第3条の規定による許可の審議について
議案第2号	農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について
議案第3号	①その他の件 ②次回開催日

6. 農業委員会事務局職員

事務局係長兼農林水産課長補佐	岡田 哲治
事務局員	田邊 元寛
農林水産課農業係 係長	出口 直人
農林水産課農業係	井上 唯
農林水産課農業係	山本 葵

議長
(中山会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会
5月定例総会を開会致します。

この際、本日の遅刻・欠席者につきまして、報告致します。
本日は橋委員と池田委員より欠席の連絡を受けております。

議長
(中山会長)

それでは議事に移ります。本日の議題は、
議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について
議案第2号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議について
議案第3号 その他の件について

以上の審議をお願い致します。

なお、本日の議事録署名委員として
1番 黒原 委員
2番 岡崎 委員 の2名を指名致します。

それでは議事に移ります。発言の際には挙手のうえ、指名を受けて
から発言をお願いします。

議長
(中山会長)

それでは、
議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について
の審議をおこないます。担当者の説明を求めます。

事務局
(岡田)

はい。事務局。
1ページを開けてください。議案第1号 農地法第3号の
規定による許可の審議についてです。
譲受人と譲渡人は記載のとおりでご確認をお願いいたします。
審議に必要な土地の面積は12分の1所有している方が
複数名にわたりますので権利上、12分の1の権利を
動かすという形で、今回のご審議をおねがいたします。

農地法第3条第2項関係でございますが、現在田の利用状況が
田 6, 937.00㎡、畑 952.00㎡にて
所有状況は7, 889.00㎡になっており、申請地が289.31の
12分の1を第3条にて動かすこととなっております。

農作業従事日数は330日（内集落営農組織での営農日数を含む）
自家保有の機具はトラクター1台、コンバイン1台、トラック1台
続いて、2ページ目をご覧ください。
浜益野の集落の中の畑になります。家が密集しているところにあります

3ページ目の写真をご覧ください。
家を取り壊した後を畑にしている菜園レベルのような農地で
ございました。
4ページ目の農地法第3条の調書を確認していきます。
第2項のところでございますが、
効率利用に関しまして、今回の農地については、
サツマイモ等の露地野菜の栽培をおこなうので該当しない。
農業生産法人以外の法人に関しましては、個人であるため
該当しないとなっております。
信託に関しまして、信託ではないため、
該当しないとなっております。
農作業常時従事に関しましては、集落営農組織での営農を含めて
330日従事するため該当しないとしております。
下限面積に関しましては、土佐清水市の下限面積30アールを越え
ているため、該当しないと判断しております。

転貸禁止に関しましては自らが耕作することを確認しているため、該当しないとしております。
地域調和に関しましては、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加。農道、水路等の共同利用施設の取り決めの遵守及び維持活動への参加。獣害被害対策への協力及び活動への参加を行い、これまで通り野菜を栽培することを確認しておりますので、該当しないと判断しております。
以上のご審議をお願い致します。
現地担当は弘田委員に確認していただいております。

議長
(中山会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願い致します。

委員 (弘田)

4月20日現地を確認しました。今の説明のとおりです。

議長
(中山会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。
本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

事務局
(岡田)

補足で、複数の所有している方がご高齢になってきているため、今後、亡くなる前に農地の整理をしたいという声もあるため、同じ案件が出てくるようになるかもしれませんのでお知らせしておきます。

議長
(中山会長)

それでは、これより採決に移ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について
議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
挙手全員であります。
よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長
(中山会長)

続いて
議案第2号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議についての審議をおこないますが、2件の審議となっておりますので、審議ごとに裁決を求めることと致します。それでは
議案第2号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議①について担当者より説明を求めます。

事務局
(岡田)

はい。5ページの第2号議案 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議についてです。
農用地利用集積計画にて、面積は記載のとおりで作物はラッキョウ。始期が令和3年5月12日から、終期が10年間の令和13年5月11日となっております。
借貸の支払方法は現金となっております。
従業員6名を雇い、機具はトラクター3台、軽トラ2台、1tトラクター1台の使用となります。
現在耕作しているところと合わせて、100, 500.00㎡となっております。

6. 7ページが航空写真になっております。

現地確認は岡田さんになっておりますのでよろしくお願いいたします。

委員
(岡田)

今まで借りている所と合わせて1反としていました。いいと思います。

(中山会長)

この囲いをしている所は1反分の囲いをしていますか？

—

委員
(岡田)

500㎡・500㎡で地主が違うため、わかるように杭を打っている。

事務局
(岡田)

作業上、1枚にしていますね。

議長
(中山会長)

他に、担当者の説明について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

議長
(中山会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。
本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

委員
(山本)

この方、知っている方で引き続き、規模拡大をしていく予定があるようなので大丈夫と思います。

委員
(横山)

今、事務局、山本さんからあったようにしっかりやってくれると思います。いいと思います。

議長
(中山会長)

その他にありませんか。
ないようですので、これより採決に移ります。
議案第2号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議①について
議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。
よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長
(中山会長)

続いて
議案第2号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議②について
担当者より説明を求めます。

事務局
(井上)

議案書8ページをお願いいたします。
議案第2号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議についての、
申請番号3-006~012について、ご説明します。
今回の内容としましては斧積地区で担い手との農地中間管理権の設定
を予定しており、その前段の処理として、地権者と農業公社との間で
利用権の設定を行うものとなります。
借受人は公益財団法人 高知県農業公社となります。
認定所在地は記載のとおり、合計9筆、14,346㎡となり、
地目は田になります。
始期につきましては、R3年5月12日、終期はR8年5月11日までの5年
となっております。作物はすべて水稲となっております。
賃料等については、各筆記載のとおり、使用賃借となりますので
発生しません。

議案書11ページに航空写真を貼付しております。
赤色の所今回、協議していただく農地になります。
議案書12～14ページが現状写真となります。
以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。
担当は弘田委員になっています。

委員
(弘田)

今説明のとおり、間違いありません。

議長
(中山会長)

以上で議案について説明を終わりました。
本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

委員
(岡崎)

貸すのは集落営農組織ですか？

事務局
(出口)

個人になります。

委員
(弘田)

付け加えて、全てが国営農地でやった田ですので1つでも荒らされると
困りますね。
今も全部作ってもらっていますので。よろしく申し上げます。

議長
(中山会長)

その他何かありませんか

事務局
(岡田)

基盤整備を斧積地区でやった要件の1つに集約のところも必要となりま
して、その関係で中間管理機構を活用して担い手を集約するという形の
事業です。

これが、要件事項となっていますので、こういった手続きを取らせて
いただいております。

議長
(中山議員)

他に何かありませんか。
ないようですので、これより採決に移ります。
議案第2号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議②について
議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。
よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長
(中山会長)

それでは、次に移ります。
議案第3号 その他の件について
をおこないます。

議長
(中山会長)

①次回開催日について
次回の定例総会は、令和3年6月10日（木）午前10時から
会場は、土佐清水市役所第一会議室にて行います。

②その他

その他審議が必要なことはありませんか。

事務局
(岡田)

非農地証明の報告事項について

16ページ以降、報告事項でありますので、採決は必要ではありませんが、農業委員会で報告しないといけない案件ですのでおしらせ致します。清水ヶ丘の農地のまま動いている所がございまして、非農地証明を申請して来た場合は、16ページの下に事務局が非農地証明を発行した後の報告という形をとらせていただいております。

その案件が上がってきていますので、ご報告致します。

申請地ですが、地目は畑、現状は、17ページの地図と18ページの現地写真をご覧ください。

中学校の下の宅地が立っているところで畑から宅地へ変えるための非農地証明の申請がありましたのでご報告致します。

議長
(中山会長)

その他にございませんか？

ないようでしたら、これをもって4月定例総会を閉会といたします。